

国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16放 経教 規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の放射性同位元素等を使用する教育研究施設として、農学部、工学部及び遺伝子実験施設に設置する放射線研究室(以下「室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 室は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 省略</p> <p>二 組織運営規則第3条第1項に規定する組織及び施設との連携及び調整に関すること。</p> <p>三～六 省略</p> <p>第4条～第13条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の放射性同位元素等を使用する教育研究施設として、農学部、工学部及び遺伝子実験施設に設置する放射線研究室(以下「室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 室は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 省略</p> <p>二 <u>組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項</u>に規定する組織及び施設との連携及び調整に関すること。</p> <p>三～六 省略(現行どおり)</p> <p>第4条～第13条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

この規則は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。